

(案)

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる  
協議が調っていることの証明書

令和8年1月16日付け入間市地域公共交通協議会運賃協議部会において、下記の事項に関し、  
協議が調ったことを証明する。

記

1. 協議が調っている運賃(料金)の種類、額及び適用方法

運賃の種類、適用方法及び額については別紙のとおり

2. 運賃(料金)を適用する路線又は営業区域

入間市コミュニティバス（ていーろーど）

・南コース

（入間市地域公共交通協議会で協議された路線）

3. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

令和8年4月1日から実施

4. 運賃を定める一般乗合旅客自動車運送事業者の氏名又は名称

西武バス株式会社

令和8年1月16日

入間市地域公共交通協議会  
運賃協議部会

**運賃の種類・額及び適用方法**  
**[ 入間市コミュニティバス ]**

**1. 運賃の種類及び額**

運賃の種類		額	
普通旅客運賃	片道	大人	運賃三角表の通り
		小児	大人普通旅客運賃の半額
	特殊 (一日乗車券)	・入間市発行の特別乗車証を所持する 市内在住の70歳以上の方	200円
旅客運賃の割引	・身体障害者割引 ・児童福祉法の適用を受け る者に対する割引 ・知的障害者に対する割引 ・精神障害者に対する割引 ・戦傷病者に対する割引	・入間市発行の特別乗車証を所持する 市内在住の大人・小児  ・特別乗車証を所持しない大人 ・介護人	無料  大人普通旅客運賃の半額
	・特別乗車証を所持しない小児	小児普通旅客運賃の半額	
	営業割引運賃 (特別運賃)	・入間市発行の特別乗車証を所持する 市内在住の70歳以上の方	100円均一
	普通	大人・小児	別表2の通り

**2. 旅客運賃の計算方法**

- (1) 運賃計算上の端数は表定運賃によるものを除いて10円単位に四捨五入する。
- (2) 小児普通旅客運賃は、大人普通旅客運賃の半額とする。(10円未満は切り上げ)
- (3) ICカードにより普通旅客運賃を收受する場合(その全額をICカードにより收受する場合に限る)において、当該普通旅客運賃額を1円単位とする場合においては、1円単位に四捨五入する。

**3. 運賃の適用方法**

- (1) この運賃は、西武バスが入間市より委託された入間市コミュニティバスにおいて旅客を輸送する場合に適用する。
- (2) 大人運賃と小児運賃の区分は、次に掲げる区分による。

大人運賃 —— 中学生以上の者

小児運賃 —— 小学生以下の者

小学生未満(就学前幼児)は無料とする。

- (3) 旅客運賃の適用方法は、次の通りとする。

**ア. 普通旅客運賃**

(ア) 片道普通旅客運賃は旅客が片道1回乗車する場合に適用する。

(イ) 普通乗車券を使用する旅客が途中下車したときは、前途の区間の乗車を認めない。

イ. 一日乗車券

回数乗車券は、入間市コミュニティバス「ていーろーど」「ていーウゴン」の共通券とする。

ウ. 回数旅客運賃

- (ア) 回数旅客運賃は、旅客が片道普通旅客運賃設定区間内の不定停留所を多数回乗車する場合に適用する。
- (イ) 回数乗車券は、入間市コミュニティバス「ていーろーど」「ていーウゴン」の共通券とする。
- (ウ) 回数乗車券を使用する旅客が途中下車するときは、前途の区間の乗車を認めない。

(4) 旅客運賃の割引の種類別の適用方法は、次の通りとする。

ア. 身体障害者に対する割引

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者及び介護人（当社において介護人を必要と認める場合）とする。

イ. 児童福祉法の適用を受ける者に対する割引

児童福祉法（昭和22年法令第164号）第12条の4・第41条から第44条に規定する諸施設により養護または保護を受けている者及び介護人（当社において介護人を必要と認める場合）とする。

ウ. 知的障害者に対する割引

療育手帳制度要項（昭和48年9月27日、厚生事務次官通知）に規定する知的障害者療育手帳の交付を受けた者及び介護人（当社において介護人を必要と認める場合）とする。

# 新

## エ. 精神障害者に対する割引

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年5月1日法律第123号）第45条第2項の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及び介護人（当社において介護人を必要と認める場合）とする。

## オ. 戦傷病者に対する割引

以上、ア～オに該当する旅客の中で、入間市発行の特別乗車証を所持する市内在住の旅客について、乗車時に特別乗車証を提示した際に無料とする。

また、乗車時に手帳を提示した旅客については半額とする。

## カ. 70歳以上の旅客に対する割引

入間市発行の特別乗車証を所持する市内在住の旅客について、乗車時に特別乗車証を提示した際に100円とする。

## キ. 重複割引の取扱いについて

重複の割引で2以上の割引の該当する場合は、乗継割引運賃を除き、同一乗車券について重複して運賃の割引を適用しない。

**新**

[ 入間市コミュニティバス ]

回数旅客運賃

[ 別表 2 ]

種類	券種	枚数	販売額	運賃額	割引率
普通回数旅客運賃	100円券	11枚	1,000円	1,100円	9.1%

(案)

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる  
協議が調っていることの証明書

令和8年1月16日付け入間市地域公共交通協議会運賃協議部会において、下記の事項に関し、  
協議が調ったことを証明する。

記

1. 協議が調っている運賃(料金)の種類、額及び適用方法

運賃の種類、適用方法及び額については別紙のとおり

2. 運賃(料金)を適用する路線又は営業区域

入間市コミュニティバス（ていーわゴン）

・東金子コース

（入間市地域公共交通協議会で協議された路線）

3. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

令和8年4月1日から実施

4. 運賃を定める一般乗合旅客自動車運送事業者の氏名又は名称

松葉交通株式会社

令和8年1月16日

入間市地域公共交通協議会

運賃協議部会

## 運賃の種類、額および適用方法

### 1. 運賃の種類及び額

普通旅客運賃	片道	大人	100円
		小児	大人普通旅客運賃の半額
割引運賃	身体障害者割引	片道普通旅客運賃の5割引	
	知的障害者割引	片道普通旅客運賃の5割引	
	精神障害者割引	片道普通旅客運賃の5割引	
	児童福祉法適用者割引	片道普通旅客運賃の5割引	
	戦傷病者に対する割引	片道普通旅客運賃の5割引	
	特別乗車証による割引	無料	
	一日乗車券	200円	
回数旅客運賃	回数券	1000円(100円×11枚綴り)	

#### (1) 旅客運賃の計算方法

- ア. 小児運賃は大人運賃の半額とし、10円未満の端数は10円単位に切り上げる。
- イ. 運賃計算上の端数は、10円単位に四捨五入する。

### 2. 運賃の適用方法

(1) この運賃は、松葉交通株式会社が入間市より委託されたコミュニティバス「ていーウゴン」において旅客を輸送する場合に適用する。

(2) 大人運賃と小児運賃の区分は、次に掲げる区分による。

大人運賃…中学生以上の者  
小児運賃…小学生以下の者  
小学生未満（就学前幼児）は無料とする

(3) 旅客運賃の適用方法は、次のとおりとする。

ア. 片道普通旅客運賃は、旅客が片道1回乗車する場合に適用する。

イ. 一日乗車券

一日乗車券は、入間市コミュニティバス「ていーろーど」「ていーウゴン」の共通券とする。

ウ. 回数旅客運賃

- ①回数旅客運賃は、旅客が片道普通旅客運賃設定区間内の不定停留所を多数回乗車する場合に適用する。
- ②回数乗車券は、入間市コミュニティバス「ていーろーど」「ていーウゴン」の共通券とする。

(3) 旅客運賃の割引の種類別の適用方法は、次のとおりとする。

①身体障害者割引

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者及び介護人（松葉交通株式会社において介護人を必要と認める場合）とする。

②知的障害者割引

都道府県知事（政令指定都市にあっては、市長）の発行する知的障害者の療育手帳の交付を受けている者及び介護人（松葉交通株式会社において介護人を必要と認める場合）とする。

③精神障害者割引

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保険福祉手帳の交付を受けている者及び介護人（松葉交通株式会社において介護人を必要と認める場合）とする。

④児童福祉法適用者割引

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条の4、第41条及至第44条に規定する諸施設により養護又は保護を受けている者及び付添人（松葉交通株式会社において付添人を必要と認める場合）とする。

⑤戦傷病者に対する割引

⑥特別乗車証による割引

①～⑤に該当する旅客の中で、入間市発行の特別乗車証を所持する市内在住の旅客について、乗車時に特別乗車証を提示した際に無料とする。

⑦一日乗車券

市内在住かつ70歳以上の者で入間市より特別乗車証（オレンジ）の交付を受けている者を対象に販売する。

⑧重複割引の取り扱いについて

重複の割引で2以上の割引に該当する場合は、乗継割引の設定がある場合の乗継割引運賃を除き、同一乗車券について重複の運賃の割引をしない。

(案)

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる  
協議が調っていることの証明書

令和8年1月16日付け入間市地域公共交通協議会運賃協議部会において、下記の事項に関し、  
協議が調ったことを証明する。

記

1. 協議が調っている運賃(料金)の種類、額及び適用方法

運賃の種類、適用方法及び額については別紙のとおり

2. 運賃(料金)を適用する路線又は営業区域

入間市コミュニティバス（てい一ワゴン）

・宮寺・二本木・武蔵藤沢駅コース

（入間市地域公共交通協議会で協議された路線）

3. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

令和8年4月1日から実施

4. 運賃を定める一般乗合旅客自動車運送事業者の氏名又は名称

豊岡丸大タクシー株式会社

令和8年1月16日

入間市地域公共交通協議会

運賃協議部会

## 運賃の種類、額および適用方法

### 1. 運賃の種類及び額

普通旅客運賃	片道	大人	100円
		小児	大人普通旅客運賃の半額
割引運賃	身体障害者割引	片道普通旅客運賃の5割引	
	知的障害者割引	片道普通旅客運賃の5割引	
	精神障害者割引	片道普通旅客運賃の5割引	
	児童福祉法適用者割引	片道普通旅客運賃の5割引	
	戦傷病者に対する割引	片道普通旅客運賃の5割引	
	特別乗車証による割引	無料	
	一日乗車券	200円	
回数旅客運賃	回数券	1000円(100円×11枚綴り)	

#### (1) 旅客運賃の計算方法

- ア. 小児運賃は大人運賃の半額とし、10円未満の端数は10円単位に切り上げる。
- イ. 運賃計算上の端数は、10円単位に四捨五入する。

### 2. 運賃の適用方法

(1) この運賃は、豊岡丸大タクシー株式会社が入間市より委託されたコミュニティバス「てい一ワゴン」において旅客を輸送する場合に適用する。

(2) 大人運賃と小児運賃の区分は、次に掲げる区分による。

大人運賃…中学生以上の者  
小児運賃…小学生以下の者  
小学生未満（就学前幼児）は無料とする

(3) 旅客運賃の適用方法は、次のとおりとする。

ア. 片道普通旅客運賃は、旅客が片道1回乗車する場合に適用する。

イ. 一日乗車券

一日乗車券は、入間市コミュニティバス「てい一ろーど」「てい一ワゴン」の共通券とする。

ウ. 回数旅客運賃

- ①回数旅客運賃は、旅客が片道普通旅客運賃設定区間内の不定停留所を多数回乗車する場合に適用する。
- ②回数乗車券は、入間市コミュニティバス「ていーろーど」「ていーウゴン」の共通券とする。

(3) 旅客運賃の割引の種類別の適用方法は、次のとおりとする。

①身体障害者割引

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者及び介護人（豊岡丸大タクシー株式会社において介護人を必要と認める場合）とする。

②知的障害者割引

都道府県知事（政令指定都市にあっては、市長）の発行する知的障害者の療育手帳の交付を受けている者及び介護人（豊岡丸大タクシー株式会社において介護人を必要と認める場合）とする。

③精神障害者割引

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保険福祉手帳の交付を受けている者及び介護人（豊岡丸大タクシー株式会社において介護人を必要と認める場合）とする。

④児童福祉法適用者割引

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条の4、第41条及至第44条に規定する諸施設により養護又は保護を受けている者及び付添人（豊岡丸大タクシー株式会社において付添人を必要と認める場合）とする。

⑤戦傷病者に対する割引

⑥特別乗車証による割引

①～⑤に該当する旅客の中で、入間市発行の特別乗車証を所持する市内在住の旅客について、乗車時に特別乗車証を提示した際に無料とする。

⑦一日乗車券

市内在住かつ70歳以上の者で入間市より特別乗車証（オレンジ）の交付を受けている者を対象に販売する。

⑧重複割引の取り扱いについて

重複の割引で2以上の割引に該当する場合は、乗継割引の設定がある場合の乗継割引運賃を除き、同一乗車券について重複の運賃の割引をしない。